

information

お知らせ

職員募集

①非常勤嘱託職員

一般事務(障がいのある方対象)

勤務時間週4～5日、月曜～金曜日、週30時間勤務

報酬月額16万3千800円

資格等要件以下の要件をすべて満たす方▽パソコン操作(ワード、エクセル)ができる方▽身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳等)または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方および障害者雇用促進法第2条第1号に掲げる障がい者▽介助者なしに職務の遂行が可能な方▽通常の勤務時間(週30時間)に対応できる方

募集人数若干名

要項配布・申7月13日(木)までに職員課へ。郵送の場合

採用予定日8月1日(火)

年齢要件等▽昭和27年4月2日以降に生まれた方(③を除く)▽国籍は問いません

他要項は市ホームページから

企画政策課企画政策係(☎042-387-9826)、土曜・日曜・祝日は市役所代表(☎042-383-1111)

ご利用ください 7月の休日窓口

開設時間午前9時～午後1時

開設窓口市民課、保険年金課国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(2日のみ)、納税課(2日のみ)

※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・市税証明書交付事務ほか)もあり

ます

7月 〇は休日窓口開設日
日 月 火 水 木 金 土
② 3 4 5 6 7 8
⑨ 10 11 12 13 14 ⑮
16 17 18 19 20 21 22
⑳ 23 24 25 26 27 28 29
㉑ 30 31

は12日必着

②非常勤嘱託職員 保育士補助業務

勤務時間週5日、月曜～金曜日、午前7時～11時または午後3時30分～7時の間で、1日1時間30分～3時間勤務、週15時間程度(必要に応じて土曜日の勤務あり)

報酬時給千200円

募集人数若干名

要項配布・申7月7日(金)までに職員課へ。郵送の場合

6日必着

③任期付職員 保育士

勤務時間午前7時～午後7時の間で1日7時間45分(土曜日の勤務あり)

報酬月額20万1千385円

資格等要件保育士証の交付を受けている方

募集人数1人

要項配布・申7月7日(金)までに職員課へ。郵送の場合

6日必着

採用予定日8月1日(火)

年齢要件等▽昭和27年4月2日以降に生まれた方(③を除く)▽国籍は問いません

他要項は市ホームページから

企画政策課企画政策係(☎042-387-9826)、土曜・日曜・祝日は市役所代表(☎042-383-1111)

もダウンロードできます

職員課人事研修係(T184-8504住所不要・市役所本庁舎1階☎042-387-9808)

委員選任結果

空家等対策協議会 公募委員

公募委員選考基準により、次の方々を選任しました。

▽百瀬和浩さん、星野伸之さん(いずれも公募市民)

地域安全課地域安全係(☎042-387-9806)

第24期公民館企画実行委員(東分館)

公民館企画実行委員選出要綱により、次の方を委員に選任しました。

▽稲垣芳樹さん

公民館本館(☎042-383-1184)

街路灯が点灯していないときはご連絡を

市で管理している街路灯には、設置している柱に左図のような6桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。



また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都北多摩南部建設事務所小金井工区(☎042-326-18862)へご連絡ください

※連絡を受けてから修理まで通常3日前後かかります

交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)

政治家の寄附は禁止

寄附禁止のルールを守って

7・8月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行っています。

政治家は贈らない

有権者は求めない

政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めるとも禁止されています。

選挙管理委員会事務局(☎042-387-9881)

システムメンテナンスに伴う住民票等のコンビニ交付サービスの停止

7月15日(土)午前6時30分～午後11時

市民課市民係(☎042-387-9830)

図書館本館臨時休館

7月中旬～12月下旬に行う空調工事に伴い、事務室移転作業を行うため、7月6日(木)は臨時休館します。

※7日は通常の休館日です

図書館本館(☎042-383-1138)



自転車安全利用五則を守り 自転車乗車中の交通事故をなくしましょう
自転車は近年、環境への配慮や健康志向の高まりなどで手軽で便利な乗り物として利用者は増える一方です。その反面、市内での自転車が関連する交通事故は増加しており、平成28年中は交通事故全体の44%を占めています。市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、自転車安全利用五則を守り、安全な運転を心掛け、交通事故防止に努めましょう。
【自転車安全利用五則】
▷自転車は、車道が原則、歩道は例外
▷車道は左側を徐行
▷歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
▷安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
▷子どもはヘルメットを着用
交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)、小金井警察署(☎042-381-0110)



情報連携(マイナンバー)に関するお知らせ

マイナンバー制度とは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)のことを指します。

なお、取り扱う情報については、これまでのとおり各自治体や行政機関で厳重な管理を行います。また、適正な取り扱いについては、個人情報保護法等により、各種保護措置が定められています。

【情報連携の開始】

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の続きで、マイナンバーが利用されてきていますが、7月から本市も含めた地方公共団体等の間で情報連携が開始されます。このことにより添付書類の削減が図られる等、事務が確実かつスムーズになり、皆さんの負担が軽減、暮らしがもっと便利になっていきます。

しかしながら、国は当面の間、試行運用期間とする旨を示しており、マイナンバー制

度による情報連携が本格運用されるまでは従来どおり添付書類の提出をお願いすることになります。

また、情報連携の開始と合わせて、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーの利用が開始されます。

【マイナンバーとは】

マイナンバーとは、国が中心となって運営・構築するサービスで、情報連携に際し、個人情報のやり取りの記録などを、自宅のパソコン等から確認できる個人用サイトです。ご利用に当たってはマイナンバーカード、パソコン等が必要となりますが、自己情報表示(あなた自身の情報)や情報提供等記録表示(やりとり履歴)をマイナンバー上で確認ができるようになります。今秋を目安にスマートフォン専用アプリを開発する等、使いやすさが改善される見通しです。

【マイナンバーの設置】

マイナンバーの運用開始に合わせ、パソコン等をお持ちでない方や操作が苦手な方など、どなたでもマイナンバーにアクセスできるよう、7月中旬から総務課情報公開係(市役所第二庁舎6階)にマイナンバー閲覧用のタブレット端末を設置します。ぜひご利用ください。

企画政策課企画政策係(☎042-387-9800)

